

発議第1号

東浦町議会委員会条例の一部改正について

東浦町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成26年3月19日提出

提出者 東浦町議会議員 澤 潤一
賛成者 東浦町議会議員 田崎守人
東浦町議会議員 大橋高秋
東浦町議会議員 高橋和夫
東浦町議会議員 山田眞悟
東浦町議会議員 前田耕次

東浦町議会委員会条例の一部を改正する条例

東浦町議会委員会条例（昭和46年東浦町条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後			改正前		
（常任委員会の名称、委員の定数及びその所管） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次の表のとおりとする。			（常任委員会の名称、委員の定数及びその所管） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次の表のとおりとする。		
名称	定数	所管事項	名称	定数	所管事項
総務委員会の項及び文教厚生委員会の項 略			総務委員会の項及び文教厚生委員会の項 略		
経済建設委員会	6人	生活経済部及び建設部の所管に属する事項	経済建設委員会	6人	生活経済部、建設部及び水道部の所管に属する事項

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

機構改革に伴い、所要の規定を整理するため、提案するものである。